

○児童の事故防止等について

〔昭和47年7月11日 児発第442号
各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭
局長通知〕

標記については、従来から通知等により種々ご配意を煩わしてきたところであるが、最近、児童の遊び場等において事故の発生が多くみられ、また、これから学童が夏休みに向うこと等に鑑み、更に事故防止の強化を図る必要があるので、この際改めて、関係者の注意を促すとともに、下記事項にご留意のうえ、万全の措置を講ずるようお願いする。

記

第1 児童福祉関係機関、地域社会及び家庭との協力

対策の実施に当っては、児童福祉関係機関をはじめ、関係団体、地域社会及び家庭との密接な協力を必要とするので、特に次の諸点に留意すること。

- 1 児童相談所、福祉事務所（家庭児童相談室）、保健所、児童委員等の児童福祉機関がこの対策を推進することは勿論のこと、市町村、学校、警察署等の関係機関や社会福祉協議会等の関係団体とも十分に連絡協調を図るよう配意すること。
- 2 新聞、放送、その他報道機関に対して、この趣旨が一般社会及び家庭に十分理解されるよう協力をもとめること。
- 3 母親クラブ、親の会等の地域組織及び母子衛生地域組織を通じて、家庭の関心を高め、その協力を得るようにすること。

第2 児童の事故防止の重点

児童の事故防止については、特に次に掲げる事項を重点としてその推進をはかるよう留意すること。

1 児童遊園における遊具等による事故防止

最近、児童遊園において、遊具等による事故の発生がみられるので、児童厚生員、児童委員等が中心となり母親クラブ、親の会等の地域組織及び関係団体の協力を得て、遊具等の安全点検を計画的に、かつ、厳密に実施するとともに、必要な措置を講ずること。

この場合においては、特に次の事項に留意する必要があること。

- (1) 遊具の破損箇所の有無を詳細に点検し、破損箇所については、速やかにその改修を行なう等の措置を講ずること。
- (2) 遊具は、その機能や安全の面からみて最も適した位置に設置されているかどうかを確認するとともに、その設置場所に遊びの障害となる物等が混在しないようにすること。
- (3) 囲障、ブランコ等の安全柵の破損状態等を点検し、必要に応じ、その改修を図ること。
- (4) その他すべり台の摩擦による損耗及び砂場の砂の消耗状態等を確かめ、必要に応じその整備を図ること。

2 交通事故の防止

児童の交通事故の防止については、最近とくに幼児の交通事故死が多くなっている現状にかんがみ、すでにご承知のとおり、本年4月の中央交通安全対策会議の決定に基づき幼児の交通安全対策についてこれが実施方法等につき検討が加えられつつある

ところであるが、この趣旨に即し交通安全対策主管部局と緊密な連絡をとり、特に次の事項に留意されたいこと。

- (1) 母親クラブ、親の会等の地域組織においては、幼児と保護者、特に母親を対象として、交通安全に関する講習会を開催する等の方法により、幼児の交通安全の確保につとめること。
- (2) 地域組織においては、交通安全運動の期間その他適当な機会をとらえ、関係機関、団体等と協力して、通学通園路の一斉点検活動を実施すること。
- (3) 各家庭に対し、戸外における幼児の行動を見守り、幼児を不用意に交通の危険にさらすことのないよう細心の注意を払うことの必要性を強調するため、有効な広報活動を展開すること。

3 水の事故防止その他

児童の事故による死亡においては、交通事故とともに水の事故による死亡が多くみられ、特に夏季は、児童が水に親しむ時期でもあるので更に次の点に留意し、活動の推進を図ること。

- (1) 市町村ごとに関係者の意見を徴し、児童の水遊びに適当な場所を指定すること。
- (2) 河川、ため池等の特に危険な場所については、柵、縄張り、立札等を設け、児童が近寄らないよう周知徹底させること。
- (3) 関係団体、有志指導者等に委嘱して、児童の水遊びの指導、特に心臓麻痺等の防止のための指導を行なうとともに、水遊び時等においては安全監視の体制の強化につとめること。
- (4) その他、夏季に児童が多く使用する花火、引火性、爆発性玩具等については、その使用規則、取り扱い方法等について、十分安全がはかられるよう指導すること。

第3 児童の健康増進および疾病予防

児童は、家庭および地域社会の健康水準や集団生活のあり方の影響を強くうけるものであり、特に夏季においては、赤痢や食中毒等の消化器系疾患をおこす機会も増加するので、常に児童の疾病予防につとめるほか、さらに積極的に健康増進をはかるための対策を保健所及び市町村において実施すること。

1 一般保健について

- (1) 日常の家庭生活においては、規則正しい生活をさせるとともに常に児童の健康状態に細心の注意をはらい、疾病、特に伝染病を早期に発見し、速やかに適切な処置をとれるよう指導すること。
- (2) 児童にふさわしい栄養的につりあいのとれた食品構成の食事、よい食習慣等について指導すること。

2 疾病予防について

- (1) 児童およびその保護者に対し、夏季に多い赤痢、食中毒等の発生を予防するための知識についてその普及徹底を図ること。
- (2) 登山、キャンピング、海水浴等の活動を地域の児童のグループ単位に行なう際には、なるべく医師、看護婦等が附添うようにし、また、病気や事故の発生に対する措置が速やかにとれるよう事前の準備についても指導すること。
- (3) 児童の集団活動等において

食事を供する際には、とくに調理者の健康状態に十分注意するとともに食品及び飲料水の衛生保持についても十分留意すること。

○児童の事故防止について

〔昭和48年7月18日 児発第561号
各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭
局長通知〕

標記については、従来から種々ご配意を煩らわしてきているところであるが、これから学童が夏休みに入り、家庭や地域等における遊びの機会が多くなること等にかんがみ、さらに児童の事故防止の徹底をはかる必要があるので、特に下記事項につき十分ご留意のうえ、万全の措置を講ぜられたい。

記

1 遊び場における事故防止について

最近、児童厚生施設等児童の遊び場において遊具等による事故の発生がみられるので、次により安全点検の実施、遊びの指導の強化等により事故防止をはかられたいこと。

(1) 昭和47年7月11日児発第442号本職通知「児童の事故防止等について」(以下「児童の事故防止等について」という。)による安全点検等を行なうこと。

なお、この場合必要に応じて、安全点検班を組織する等効果的に行なうようすること。

(2) 児童が遊具を使用する状態からみて、遊具の機能が児童にとって不適当であり、事故発生のおそれがあると判断されるものを発見した場合においては、必要に応じて学識経験者の意見を徴し、その遊具の機能の改善をはかるか、または使用を一時停止する等応急の措置を講ずること。

(3) 最近、大型の総合的な施設において、開拓的大規模の遊具が設置されているものがみられるが、地方公共団体がそれらの遊具を設置する場合においては、その形態、材質、構造および機能等について、十分に安全性が確保されるよう、学識経験者の意見を徴する等慎重に対処すること。

また、児童の使用に際しては、その機能、使用方法等について、児童に十分理解できるように配意するとともに、児童厚生員等による指導の強化をはかること。

2 交通事故の防止について

児童の交通事故の防止については、「児童の事故防止等について」による事故防止策を講ずるほか、保育所、児童館等の職員に対し、「幼児交通安全教本」(昭和48年5月5日中央交通安全対策会議において制定)を参考とする等の方法により交通安全教育に関する研修等を行なうこと。

3 水の事故防止について

児童の事故による死亡については、交通事故とともに、水の事故による死亡が多くみられる。

特に夏季を迎えて、「児童の事故防止等について」により、その対策の一層の推進を図ること。